

日本共産党の川崎篤子です。会派を代表し、議案第 67 号 東海村コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例に反対する討論を行います。

議案の条例全面改定では、住民による自主的なまちづくりを推進する拠点として東海村コミュニティセンターを位置づけ、管理及び運営を指定管理者に行わせるものとする明記し、指定管理者制度の導入を規定しています。今回の条例改定で改めて地域自治によるまちづくりを推進する拠点と位置づけました各コミセンの役割は、設置及び管理に関する条例の規定が平成元年に施行されて以来、これまでの経過の中で既に十分担ってきているものと多くの皆さんが認めるところではないかと考えます。

東海村コミュニティセンターは公の施設であり、住民の福祉の増進という目的達成のために管理責任は地方自治体にあり、指定管理者制度の導入によって変えるべきではありません。

条例は今回の指定管理者制度の導入によって、サービスの向上や自治体の経費の縮減を図るとし、休館日を 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までのみと大幅に減らしますが、使用料については、これまで減免対象で実質無料となっていた 555 団体のうち約 400 の団体が基本料金を支払うようになり、さらに真崎と舟石川コミセンのバーベキュー施設は有料化されます。

もともと公の施設は住民が誰でも利用でき、住民の命、暮らし、福祉を支える大切な共同財産ですから、住民が無料または低料金で公正なルールで利用できるように管理運営団体は地方自治体であるべきです。指定管理者制度そのものは、公共施設の管理運営に市場原理を持ち込み、住民福祉や地方自治体の責任の後退につながるものです。

東海村コミュニティセンターは、やはり従来どおり村が直接管理すべきであることを申し述べまして、条例に反対する討論といたします。